

議事日程第4号

令和8年3月19日（木曜日） 午前10時20分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

議長報告 1件

(1) 伏見にこここ館における一般成人筋力トレーニング教室休止について

日程第3 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第30号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第16号）について

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 7件

民生文教常任委員会付託事件 4件

議案第11号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第12号 令和8年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第13号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第25号 御嵩町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

議案第10号 令和8年度御嵩町一般会計予算について

議案第14号 令和8年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第15号 令和8年度御嵩町下水道事業会計予算について

日程第5 議案の審議及び採決 10件

議案第20号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の制定について

議案第22号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第30号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第16号）について

日程第6 議員派遣の件

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員（11名）

議長 高山 由行	2番 広川 大介	3番 山田 徹
5番 可児 さとみ	6番 鈴木 秀和	7番 清水 亮太
8番 奥村 悟	9番 伏屋 光幸	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺 幸伸	副町長 筒井 幹次
教育長 奥村 恒也	総務部長兼 庁舎整備室長 山田 敏寛
企画部長 岡本 拓	民生部長 中村 治彦
建設部長 早川 均	教育参事兼 学校教育課長 高木 雅春
総務課長 土谷 浩輝	企画課長 荻曾 弘太郎
まちづくり課長 栗谷本 真	税務課長 丸山 浩史
住民環境課長 金子 文仁	保険長寿課長 日比野 克彦
福祉子ども課長 瀬瀬 泰浩	農林課長 大久保 嘉博
上下水道課長 木村 公彦	建設課長 古川 孝
亜炭鉱廃坑 対策室長 有国 敦夫	会計管理者 塚本 政文
生涯学習課長 渡辺 一直	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩士	議会事務局 書記 井上 美佐子
---------------	--------------------

開議の宣告

議長（高山由行さん）

改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

なお、中日新聞社様から撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 広川大介さん、3番 山田徹さんの2名を指名いたします。

諸般の報告

議長（高山由行さん）

日程第2、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづり（その2）を御覧ください。

1. 伏見にここ館における一般成人筋力トレーニング教室休止について。

以上について、その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行さん）

日程第3、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第30号を議題として上程し、提案理由の
説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件1件を議題として上程し、提案理由の説明を求めます。

議案第30号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第16号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第30号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第16号）について御説明いたします。

補正予算書（第16号）の2ページをお願いします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に201万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億2,639万3,000円とする旨規定をしております。

第2条では、繰越明許費の補正について規定しています。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正になります。

今回2件の繰越明許費の追加を行います。

款02総務費、項01総務管理費の新庁舎等基本設計業務と次の仮設庁舎整備事業は、事業の実施期間を確保するため、繰越しさせていただきます。金額につきましては御覧の金額になります。

6ページをお願いします。

歳入になります。

款19繰入金の財政調整基金繰入金は、補正予算に伴う財源調整になります。

7ページをお願いします。

歳出になります。

款09消防費、目01非常備消防費の節01報酬は、火災等により出動件数が増えたことにより、消防団員報酬を201万8,000円増額させていただきます。

8ページをお願いします。

補正予算給与費明細書をおつけしております。

消防団員の報酬の増加に伴い、報酬の増額になります。

以上で、議案第30号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第16号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長（高山由行さん）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は1分後といたします。

午前10時25分 休憩

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（高山由行さん）

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第10号から議案第15号までと議案第25号の計7件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました7件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、審議及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第11号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第12号 令和8年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第13号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第25号 御嵩町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、以上4件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 奥村悟さん。

民生文教常任委員会委員長（奥村 悟さん）

それでは、報告をさせていただきます。

委員会付託事件審査報告書を御覧ください。

令和8年3月16日、御嵩町議会議長 高山由行様。民生文教常任委員会委員長 奥村悟。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和8年3月12日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和8年3月13日金曜日。
2. 審査事件名、議案第11号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第12号 令和8年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第13号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第25号 御嵩町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。
3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属

書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫、県支出金などの算定が的確にされ財源が確保されているかなどを主眼に置いて審査しました。

議案第25号の審査に当たっては、条例の内容が適切であるかを主眼に置いて審査しました。

なお、主な質疑は次のとおりでありますので、お目通しください。

4. 審査の結果、議案第11号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第12号 令和8年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第13号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第25号 御嵩町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（高山由行さん）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行さん）

まず初めに、議案第11号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第11号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第12号 令和8年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第12号 令和8年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第13号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計予算について。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第13号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第25号 御嵩町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第25号 御嵩町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第10号 令和8年度御嵩町一般会計予算について、議案第14号 令和8年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第15号 令和8年度御嵩町下水道事業会計予算について、以上3件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 清水亮太さん。

総務建設産業常任委員会委員長（清水亮太さん）

それでは、報告させていただきます。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書を御覧ください。

令和8年3月18日、御嵩町議会議長 高山由行様。総務建設産業常任委員会委員長 清水亮太。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和8年3月12日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和8年3月17日火曜日。
2. 審査事件名、議案第10号 令和8年度御嵩町一般会計予算について、議案第14号 令和8年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第15号 令和8年度御嵩町下水道事業会計予算について。
3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫、県支出金などの算定が的確になされ財源が確保されているかなどを主眼に置いて審査しました。

なお、主な質疑は次のとおりですので、お目通しください。

4. 審査の結果、議案第10号 令和8年度御嵩町一般会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第14号 令和8年度御嵩町水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第15号 令和8年度御嵩町下水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

なお、令和8年3月16日付で、令和8年度一般会計予算のうち民生文教常任委員会が所管する部分の報告書が提出されておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（高山由行さん）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行さん）

議案第10号 令和8年度御嵩町一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第10号 令和8年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第14号 令和8年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第14号 令和8年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第15号 令和8年度御嵩町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第15号 令和8年度御嵩町下水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案の審議及び採決

議長（高山由行さん）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第20号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第20号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第21号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第21号 御嵩町職員等の旅費に関する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第22号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第22号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第23号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第23号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第24号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第24号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第26号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第26号 御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第27号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第28号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第28号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第29号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第29号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第30号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第16号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第30号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第16号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議員派遣の件

議長（高山由行さん）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（高山由行さん）

日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の継続調査申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（高山由行さん）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

令和8年御嵩町議会第1回定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

終始熱心に御議論、御審議をいただきまして誠にありがとうございました。提出させていただきました案件につきましては、全て議了していただきました。御礼を申し上げます。

今回の新年度予算は、令和8年のテーマである「進」、進むという字でございますが、の理念の下、町民の皆様が安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりを目指し、将来を見据えた施策を着実に推進できるよう編成をいたしました。様々な施策を通じて、町民の皆様お一人一人が将来に希望を持てるまちの実現と町政のさらなる前進、進展を図ってまいりたいと思います。

さて、この3月28、29日にはみたけ桜まつり、29日には大運動会、4月5日には薬師祭礼等が開催されます。まさに春のイベント満載となります。議員の皆様におかれましても、ぜひ様々な形で御参画いただけたらというふうに思っております。

この本定例会は、仮設庁舎等への庁舎機能の移転に伴いまして、現庁舎の議場において開催される最後の議会となります。これまで長きにわたりまして多くの議論と決断が重ねられてきたこの議場に深い感謝の意を表しますとともに、新たな行政拠点へと歩みを進める今、まさに進というテーマを象徴する節目を迎えているものと感じております。

今後予定しております仮設庁舎等への移転につきましては、町民の皆様への影響を最小限に抑えながら、円滑な移行に努めてまいります。

今後とも議員の皆さんと両輪となって行政運営に取り組んでまいりたいと思います。さらなる御支援、御協力をお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

ただいま町長からの挨拶にありましており、本定例会がこの議場で行われる最後の定例会となる見込みです。

私、議長からも一言述べさせていただきたいと思います。

この議場は、長きにわたり本町議会の活動の場として多くの議論と意思決定を重ねてきました。町民の負託に応えるべき真摯な議論が交わされてきたこの議場に、先人たちの努力と積み重ねられてきた歴史が刻まれています。議員個々では任期の長い少ないはありますが、それぞれにいろんな思いがあると思います。

今後、私たちは一時仮設の議場へと移ることになりますが、議場の環境が変わっても議会の使命と責任に変わりはありません。むしろこれを契機に、これまで以上に開かれた議会、信頼される議会を目指していきたいと思います。

本議場に対して深く感謝の意を表すとともに、新たな歩みへの決意を申し述べさせていただきました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行さん）

これをもちまして令和8年御嵩町議会第1回定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時56分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 広 川 大 介

署 名 議 員 山 田 徹